



記者発表資料



令和7年3月24日  
総合政策局危機管理部  
危機管理課  
電話 245-5636  
(千葉県と同時発表)

## 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく 避難施設を新たに指定しました

千葉市では、武力攻撃事態等において、住民の方の避難および避難住民の救援を的確かつ迅速に実施するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」に基づき避難施設を指定しています。

このたび、弾道ミサイル攻撃時の爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設として有効とされる、コンクリート造等の堅ろう施設を緊急一時避難施設として新たに指定しましたので、お知らせします。

### 1 新たに指定する避難施設（10施設）

千葉みらい農業協同組合 10施設

	施設名	所在地
1	本店	中央区千葉港5-25
2	犠橋支店	花見川区犠橋町184
3	幕張支店	花見川区武石町1-136
4	みどり野支店	緑区富岡町318-1
5	誉田支店	緑区誉田町2-24
6	更科支店	若葉区更科町2092
7	白井支店	若葉区野呂町230
8	土気支店	緑区土気町1515-5
9	千葉南部営農センター	緑区土気町1515-5
10	しょいか～ご千葉店	若葉区小倉町871

※いずれの施設も地下への避難は不可

※国民保護法に基づく避難施設の一覧は市ホームページをご確認ください。

【URL】<https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/kikikanri/kokuminhogo24.html>

### 2 今回指定する施設の面積および収容人数

#### (1) 面積

約6,300m<sup>2</sup>

#### (2) 収容人数

約7,600人

※収容人数は、国の基準である一人当たり0.825m<sup>2</sup>で換算



### 3 指定日

令和7年3月24日（月）